

国立大学法人京都大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する規程

国立大学法人京都大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程（平成十六年達示第八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「「京都大学人権問題対策委員会」を「京都大学人権委員会ハラスメント専門委員会」に改める。

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。